

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 30年(令和32年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(令和32年3月31日まで)  |

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
(参考送付先)  
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 交 企 発 第 6 8 号  
令 和 元 年 1 2 月 2 日  
警 察 庁 交 通 局 長

「原動機を用いる歩行補助車等の型式認定基準」の一部改正について

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定基準については、「原動機を用いる歩行補助車等及び駆動補助機付自転車の型式認定制度の運用等について」(平成7年11月16日付け警察庁丙交企発第114号)により運用しているところであるが、本年12月1日付けで道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第31号)が施行され、原動機を用いる歩行補助車等の大きさの基準が見直されたことに伴い、同通達別添2「原動機を用いる歩行補助車等の型式認定基準」を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

## 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定基準

| 構造及び性能の基準   | 試 験 の 方 法   |
|---|---|
| <p>1 車体の大きさ</p> <p>1.1 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第1条第1号関係<br/>車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。</p> <p>ア 長さ：120cm<br/>イ 幅：70cm<br/>ウ 高さ：120cm</p> <p>1.2 令第1条第2号関係<br/>車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。</p> <p>ア 長さ：190cm<br/>イ 幅：60cm</p> <p>2 車体の構造</p> <p>2.1 原動機として、電動機を用いること。</p> <p>2.2 6 km/hを超える速度を出すことができないこと。</p> | <p>0 共通事項<br/>テスト用歩行補助車等は次のとおりとする。</p> <p>ア 歩行補助車等は標準装備される全てのアクセサリを取り付け、使用することができる状態にする。</p> <p>イ ホイールベース等大きさが調整することができるものについては、最大値にセットする。</p> <p>1 車体の大きさ<br/>車体の大きさの測定は、次のとおりとする。</p> <p>ア 長さ<br/>歩行補助車等の最前点と最後点の間の水平距離を測定する。</p> <p>イ 幅<br/>歩行補助車等の左右方向の最大距離を測定する。</p> <p>ウ 高さ<br/>路面から歩行補助車等の最高点までの垂直距離を測定する。</p> <p>2 車体の構造</p> <p>2.1 電動機以外の原動機を備えていないことを確認する。</p> <p>2.2 最大速度を測定する。</p> <p>(1) 歩行補助車等は、0の共通事項のほか、次の条件を満たすこと。</p> <p>ア 空気入りタイヤは、空気圧をメーカー指定値に調整する。</p> <p>イ バッテリーは、試験開始時には少なくとも仕</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>3 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出物がないこと。</p> <p>4 歩行補助車等を通行させている者が当該車から離れた場合には、原動機が停止すること。</p> <p>5 令第1条第2号に掲げる歩行補助車等にあつては、車体の構造が、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第63条の3に規定する普通自転車の乗車装置（幼児用座席を除く。）を使用することができないようにした車その他の車であつて、通行させる者が乗車することができないものであること。</p> | <p>様の75%以上の充電をしたものを用いる。</p> <p>ウ 速度を調整することができるものについては、その最大値にセットする。</p> <p>(2) 最大速度の測定方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 水平な路面において長さ20mの走行中心線を引き、助走区間10m及び測定区間10mを最高速度で往復する。</p> <p>イ 速度は、測定区間の通過時間を小数点以下第1位までストップウォッチで測定し、往復の平均値を求めて、次の計算式によって小数点以下第2位まで算出し、四捨五入する。</p> $V = 36 / T$ <p>V：速度(km/h)、T：通過時間(s)</p> <p>3 次の事項について確認する。</p> <p>ア 保護キャップ等で、容易に離脱しないよう被覆されてる部分を除き、鋭利な形状で本体より8mm以上突出している部分がないこと。</p> <p>イ 利用者及び他の歩行者の身体に触れ易い部分に剪断や切削したままの状態のもの及び溶接などによるバリ等鋭利な尖鋭部がないこと。</p> <p>4 次の事項について確認する。</p> <p>歩行補助車等を離した場合には、原動機が停止すること。</p> <p>5 次の事項について確認する。</p> <p>通行させる者が乗車することができる装置を備えていないこと（普通自転車の乗車装置（幼児用座席を除く。）を鉛直方向に傾けることなどにより使用することができないようにした場合を含む。）。</p> |
|--|---|

図 最高速度試験

